

公共工事の入札に係る内訳書の提出について

箕輪町

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年度法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から建設業者は、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額に関わらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました（入札契約適正化法第 12 条）。

つきましては、当町におきましても下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 対象工事等 入札における全ての建設工事
(随意契約含む)
- 2 適用年月日 平成 27 年 4 月 1 日以降入札する案件から適用
- 3 記載方法 設計書の工事内訳書の内容に合わせて記載してください。
- 4 内訳書の様式 任意様式
- 5 提出の時期 入札時に入札書と同時に提出してください。なお、提出は初回のみとします。
- 6 提出された内訳書の取扱い
 - ・ 不落の場合に調査資料として使用します。
 - ・ 談合情報が寄せられた場合等、談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとります。